**林業・木材産業改善資金（基本的事項の公表）**

* 基金の名称

大阪府林業・木材産業改善資金

* 基金の額（令和５年３月３１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付勘定 | ９８，１８５，０００円 |
| （うち国費相当額６５，４５４，００１円） |
|  | 国庫受入金 | ６１，２６１，３３４円 |
| 府　一般会計受入金 | ３０，６３４，６６６円 |
| 業務勘定からの繰入 | ６，２８９，０００円 |
| （うち国費相当額　４，１９２，６６７円） |
|  | 業務勘定 | ３１５，８３５円 |
| 前年度繰越利益 | ２８９，８１６円 |
| 当年度利益 | ２６，０１９円 |
| 合計 | ９８，５００，８３５円 |

* 貸付残高（令和５年３月３１日現在）　　　　　 　１０，３５０，０００円
* 基金事業の概要

林業・木材産業改善資金助成法に基づき、林業・木材産業者に対して、林業経営等の改善を図るために必要な資金を、府が無利子で貸し付けるもの。

* 基金事業の申請方法

資金の貸付を受けようとする者は、貸付申請書に必要事項を記載し、関係書類等を添付し、知事あて提出する。

※申請書の提出後、貸付決定まで約１か月半程度時間を要する。

* 貸付決定

知事は、申請書の提出を受けたときは、資金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行う。

* 審査基準

林業・木材産業改善資金助成法、同法施行令、同法施行規則、大阪府林業・木材産業改善資金貸付規則に基づき審査を行う。

* 審査体制

大阪府林業・木材産業改善資金運営協議会の意見を参考に、担当部局において審査を行う。

* 基金事業の申請期限

随時受付中

* 留意事項

・機械、施設等の購入の際、実際に払う費用が貸付の対象金額となる。なお、購

入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象となる。

・原則として、事業の着工は、貸付決定を受けた後でしかできない。

・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を無断で処分することは

できない。

・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等の貸付けを受けたときの目

的以外に使用することはできない。

・国の会計検査の対象となる場合がある。

* 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部

環境農林水産総務課　契約・金融グループ　　　（０６－６２１０－９５４６）

又は

みどり推進室　森づくり課　森林支援グループ　（０６－６２１０－９５５６）